

バングラデシュ人民共和国
(People's Republic of Bangladesh)

通信

I 監督機関等

1 郵便電気通信 IT 省 (Ministry of Posts, Telecommunications and Information Technology)

Tel. : +880 2 957 1446

URL : <http://www.ptd.gov.bd/> (郵便・電気通信局)

所在地 : Dhaka Abdul Gani Road, Dhaka 1000, BANGLADESH

幹部 : Tarana Halim (大臣 / Minister)

所掌事務

2014年2月に Ministry of Posts & Telecommunications (MoPT) と Ministry of Information & Communication Technology (MoICT) が再編統合された。旧 MoPT は電気通信分野の全般的な政策を所掌する郵便・電気通信局、旧 MoICT は ICT 利活用促進政策を所掌する ICT 局とされ、この2局で構成された郵便電気通信 IT 省が新設された。電気通信政策の策定で重要な役割を担うバングラデシュ電気通信規制委員会 (Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission : BTRC) は郵便・電気通信局の附属機関である。

2 バングラデシュ電気通信規制委員会 (Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission : BTRC)

Tel. : +880 2 961 1111

URL : <http://www.btrc.gov.bd/>

所在地 : IEB Bhaban (5, 6 & 7th floor) , Ramna, Dhaka 1000, BANGLADESH

幹部 : Sunil Kanti Bose (委員長 / Chairman)

所掌事務

2002年1月、Bangladesh Telegraph & Telephone Board (BTTB) が電気通信分野における規制機関と事業体に分離され、独立規制機関として BTRC が設立された。なお、BTTB は事業体として再編の後、2008年7月に株式会社化され、Bangladesh Telecommunications Company Ltd. (BTCL) になった。

無線分野については、周波数の管理、免許付与、及び電波利用料の徴収を行うほか、無線通信設備の許可、電波監視、技術条件の策定等を行う。

II 法令

「2001年電気通信法 (Telecommunication Act, 2001)」が BTRC の設立、料金規制、免許付与及び電波監理等について規定し、併せて民間主導による電気通信市場の活性化を掲げている。このほか、電気通信を規制する主な法律として、「1885年電信法 (Telegraph Act of 1885)」、「1933年無線電信法 (Wireless Telegraphy Act of 1933)」がある。

III 政策動向

1 免許政策

「2004年免許付与規則 (Licensing Procedure Regulations 2004)」により、免許を必要とする電気通信サービスの種類及び免許手続が定められている。セルラー電話、衛星電話 (GMPCS)、国際長距離通信、無線呼出、トランキング業務用無線等の新規免許はオークション方式で付与することができる。BWA 免許が2008年8月にオークション方式で付与された。

また、2009年8月より VoIP を提供するための免許として Internet Protocol Telephony Service Provider (IPTSP) 免許が規定された。

2 競争促進政策

電気通信市場は、1989年まで国営事業者 BTTB (現 BTCL) による完全独占の状況にあったが、1990年から段階的に自由化が開始された。BTRC は2007年に国際長距離通信サービス (International Long Distance Telecommunication Service: ILDTS) とインターネット電話 (VoIP) の自由化のため、「ILDTS 政策2007 (ILDTS Policy 2007)」を発表し、2008年2月にオークション方式により国際通信事業者を新たに選定した。また、VoIP 免許は2009年8月から付与が開始された。加えて、2010年7月に国際電話料金値下げのための仮協定が BTRC により発表された。

3 ICT 政策

セキュリティ政策

政府は2015年10月に携帯電話の SIM カード認証手段として指紋を登録するトライアルを実施した。トライアル実施事業者は国有事業者の Teletalk であり、採取された指紋が同社サーバから国家 ID データベースに対して照合されるシステムが試験された。なお、移動体通信事業者各社は同年12月より加入者の同システムへの正規登録手続を開始している。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

SMC (電波/II-1の項参照) が無線設備の技術基準や干渉を引き起こす無線

設備を決定し、技術認証書の発効の推薦を行う。そして BTRC が基準認証の必要な無線機器を一般に通知する。当該通知に合致しない無線機器の使用、流通、販売、リース、デモンストレーション等は禁止され、違反した場合は禁固刑や罰金が科せられる。

V 事業の現状

1 固定電話

固定電話の普及は伸び悩んでいる。低成長の原因の一つには、人口の 8 割がルーラル地域に居住しているのに対し、通信基盤が大都市に集中しており、通信網へのアクセスを持たない地域が多いことが挙げられる。

全国事業者の BTCL 及び RanksTel、北西部の地域事業者 Banglaphone、中央部の地域事業者 WorldTel が固定電話サービスの主要事業者であるが、BTCL が市場シェアの約 90% を有する最大事業者である。

2 移動体通信

移動体通信市場にはグラミンフォン (Grameen Phone、ノルウェー・テレノールと国内資本グラミン銀行の合弁企業)、Banglalink (ロシア資本)、Robi Axiata (マレーシア資本)、Airtel Bangladesh (インド資本)、PBTL (シンガポール資本)、Teletalk (BTCL 傘下) の計 6 事業者が存在する。

市場シェアは概して、グラミンフォンが 40% 強、Banglalink 及び Robi が 20% 台で推移しており、国有事業者である Teletalk を含む他事業者は一桁台のシェアにとどまっている。

3G サービスは Teletalk に対して先行で免許が付与され、2012 年 10 月に W-CDMA サービスが開始された。なお、他事業者への 3G 免許付与は遅れたものの、2013 年 10 月以降には各社がサービスを開始している。3G 加入者は 2015 年 6 月現在、全事業者合計で約 1,300 万である。

3 インターネット

固定インターネット加入者数は 2015 年 6 月現在で約 145 万であり、モバイル・インターネット加入者が約 4,700 万であるのに対して、圧倒的に少数派である。

ISP 事業者は主に WiMAX を使用した固定無線アクセスによりサービスを提供しているが、BTCL による DSL サービスも加入者は少ないが、存在する。

市場シェアについては、Banglalion Communications が 50% 近くを有する最大事業者であり、Augere Wireless が 20% 弱でこれに続いている。国有事業者 BTCL のシェアは 5% 強とさほど大きくない。

なお、上記 3 社に Ollo を加えた主要 ISP 事業者は 2015 年に入り TD-LTE による固定無線アクセスの提供計画を発表しており、商用サービス開始の準備を進めている。

VI 運営体

1 Bangladesh Telecommunications Company (BTCL)

Tel. : +880 2 987 1688

URL : <http://www.btcl.gov.bd/>

所在地 : Telejogajog Bhaban, 37/E, Eskaton Garden, Dhaka 1000, BANGLADESH

幹部 : Faizur Rahman Chowdhury (総裁/Chairman)

概要

1975年に政府機関のBTTBとして設立。1989年まで電気通信市場を独占していた。2008年7月に政府が全株式を保有する株式会社BTCLに改組された。固定電話、データ通信、インターネット・サービスを提供している。また、子会社Teletalkが移動体通信を提供している。

2 グラミンフォン (Grameen Phone)

Tel. : +88 02 988 2990

URL : <http://www.grameenphone.com/>

所在地 : Celebration Point, 3-5 113a Gulshan 2, Dhaka 1212, BANGLADESH

幹部 : Rajeev Sethi (最高経営責任者/CEO)

概要

グラミン銀行 (Grameen Bank) とノルウェーのテレノールが設立した合弁企業で、主に移動体通信事業を展開している。グラミン銀行の支援で1997年から村落電話プログラム (Village Phone Program) を実施し、ルーラル地域の住民の経済的自立を支援する取組みで世界的に知られている。なお、2014年4月には競合事業者に先駆け、七つの主要都市で3G網の展開を完了している。

放送

I 監督機関等

情報省 (Ministry of Information)

Tel. : +880 2 235 111 9540022

URL : <http://www.moi.gov.bd/>

所在地 : Building #4 (8th floor) , Bangladesh Secretariat, Dhaka-1000, BANGLADESH

幹部 : Hasanul Haq Inu (大臣/Minister)

所掌事務

印刷・電子媒体マスメディア全般の監督機関であり、国営テレビ・ラジオ局をはじめ、放送分野全般を所掌する。

II 法令

包括的な放送関連法規の整備は進展していない。放送局開設に伴う周波数の配分などに関しては、「1985年無線電信法（Wireless Telegraphy Act, 1985）」や「1933年無線電信法（Wireless Telegraph Act, 1933）」、「2001年バングラデシュ電気通信規制委員会法（Bangladesh Telecommunications Regularoty Commission Act, 2001）」等が適用されている。

III 事業の現状

1 ラジオ

FM放送は、国営放送局 Bangladesh Betar (BB) のほかに、Radio Today、Radio Foorti、ABC Radio、Radio Amar など 15 の商業事業者が主要都市で行っている。また、政府は 2008 年のコミュニティラジオ政策に基づき、2013 年 7 月末までに NGO を中心とする 16 の組織にコミュニティラジオ局の免許を交付している。

2 テレビ

地上テレビ放送は国営の総合放送バングラデシュ・テレビジョン（Bangladesh Television : BTV）及び議会放送 Sangshad Television の 2 系統が実施されている。民間事業者による地上放送は実施されていない。

3 衛星放送・ケーブルテレビ

直接受信の衛星放送サービスは実施されておらず、衛星テレビ放送は C バンドの大型パラボラアンテナかケーブルテレビにより視聴されている。2015 年 10 月末現在、認可を受けている国内の商業衛星テレビチャンネルは 23 存在し、ATN Bangla や Channel i、Ekushey Television (ETV) 等が代表的事業者である。なお、ケーブルテレビでの外国衛星チャンネルの配信については「2006 年ケーブルテレビ網運営法」で厳しく規制されている。

IV 運営体

バングラデシュ・テレビジョン（Bangladesh Television : BTV）

Tel. : +880 2 861 6606

URL : <http://192.185.168.156/~btvgov/>

所在地 : Television Bhabon, Rampura, Dhaka-1219, BANGLADESH

幹部 : Abdul Mannan (局長 / Director General)

概要

1964年に放送開始した国営放送で、財源は、広告収入、政府交付金及び受信料収入である。番組制作はダッカとチッタゴンの2局が行い、17の中継局を通じ全国に放送している。放送は、全国向けの1系統と国際放送を行っており、使用言語はベンガル語及び英語である。

電波

I 監督機関等

1 郵便電気通信 IT 省

(通信 / I - 1 の項参照)

2 バングラデシュ電気通信規制委員会 (BTRC)

(通信 / I - 2 の項参照)

II 電波監理政策の動向

1 周波数管理委員会

「2001年電気通信法」の成立を受け、BTRCにより周波数管理を遂行するための周波数管理委員会 (Spectrum Management Committee : SMC) が設置され、従来、旧 MoPT 内の周波数ワイヤレス理事会 (Frequency and Wireless Board : FWB) が所掌していた周波数割当にかかわるすべての機能と責務が、SMC に移管された。同法第 56 条が規定する SMC の主な機能は以下のとおり。

- ・ 周波数分配及び電波利用料にかかわる BTRC への提言
- ・ 免許人、放送事業者及びその他機関が運用又は提供する無線設備や無線サービスのために使用する無線周波数の特定に関する BTRC への提言
- ・ 周波数分配の方法及び免許の期限並びにその取消し又は修正に関する BTRC への提言
- ・ 周波数の国際的かつ多目的な使用のための周波数調整
- ・ 適切な使用や、帯域ごとの周波数使用に関する情報取得を保障するための周波数帯域に関する事項の修正
- ・ 無線設備の基準認証にかかわる技術標準の策定
- ・ 無線設備の免許付与に関する提言
- ・ 「2001年電気通信法」及び割り当てられた周波数の使用に関する規則の順守の監視

2 周波数割当制度

周波数割当及び免許付与の独占的な権限は BTRC が有する。周波数割当方法に

はオークションが採用されている。割り当てられた周波数又は付与された免許、並びに当該免許又は周波数の使用权を移転することは禁止されており、違反した場合は無効となる。ただし、以下が設置・運用又は使用する無線機器は免許を必要としない。

- ・ 警察、国境警備隊、沿岸警備隊、防衛部隊、治安部隊
- ・ 外務省、政府諜報機関
- ・ 戦艦、戦闘機、政権が使用する車両

3 周波数オークション

(1) 2.1GHz 帯

BTRC は、長らく延期されてきた 2.1GHz 帯の 3G 免許のオークションの実施、2013 年 9 月 8 日に、以下の 4 社が落札したことを発表した。

- ・ グラミンフォン：2 ブロック (1935-1945/2125-2135MHz)
- ・ Robi Axiata：1 ブロック (1950-1955/2140-2145MHz)
- ・ Airtel Bangladesh：1 ブロック (1945-1950/2135-2140MHz)
- ・ Banglalink：1 ブロック (1955-1960/2145-2150MHz)

グラミンフォンの落札額は、2 億 1,000 万 USD で、その他の 3 社は 1 億 500 万 USD で落札した。Citysell は、入札準備金を用意できなかったため、入札に参加できなかった。また、オークション結果を受けて、既に 2012 年に 2×10MHz の 3G 免許を付与されていた国有事業者の Teletalk は、改めて 2 億 1,000 万 USD を支払うこととなった。

2.1GHz 帯の残る 2×15MHz (1920-1935/2110-2125MHz) はオークションが実施されておらず、今後割当てが実施される見込みとなっている。BTRC は 1.8GHz 帯と併せて 2.1GHz 帯のオークションを実施する方針で、当初は 2015 年 3 月に実施する予定であったが、再三の先送りにより実施時期は未定である。2014 年 12 月の BTRC 発表によれば、1.8GHz 帯の 2×10.6MHz 及び 2.1GHz 帯の 2×15MHz がオークションにかけられる予定で、1MHz 当たりの最低価格は 1.8GHz 帯が 3,000 万 USD、2.1GHz 帯が 2,200 万 USD に設定されている。

(2) 700MHz 帯

BTRC は、2016 年に 700MHz 帯オークションを実施するために、同帯域の再編を進めている。700MHz 帯の一部は、固定無線インターネット・サービス・プロバイダ (ISP) の AlwaysOn Network Bangladesh が使用しているが、ITU ガイドラインに従って、4G の LTE サービス向けに携帯事業者に割り当てる計画である。BTRC は、2006 年 7 月に AlwaysOn に無料で割り当てた 700MHz 帯の 2×6MHz を回収して、合計で 2×45MHz を移動業務に配分する方針である。BTRC は、AlwaysOn に対して周波数を返上するよう要請し、2015 年 5 月に周波数使用权を回収した。BTRC は、同社のビジネス及び設備の継続性を担保するために、

別の帯域で $2 \times 5\text{MHz}$ を確保して割り当てることを検討している。AlwaysOn は現在、46 の基地局を運用し、1 万 3,000 の顧客にサービスを提供している。

Ⅲ 周波数分配状況

2005 年 7 月に策定された国家周波数分配計画（National Frequency Allocation Plan : NFAP）は 2010 年 1 月に改訂されている。

周波数分配表 URL :

<http://www.btrc.gov.bd/sites/default/files/National%20Frequency%20Allocation%20Plan%28NFAP%29.pdf>